八千代市街路樹管理計画



八千代市 2022年8月

目次

序章

計画策定の背景と計画の目的・・・・・・・・・・・・・ 1	
(1) 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1章 街路樹の現状と問題点・・・・・・・・・・・・・・ 2	
1-1.街路樹の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 2	2
1-1-1.街路樹の植栽状況・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 1-1-2.街路樹の管理状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	
1-2.街路樹が抱える問題点・・・・・・・・・・・・・・・	;
1-2-1.交通安全に関する問題点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
2章 街路樹の管理方針・・・・・・・・・・・・・・・9	
2-1.基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・)
3章 街路樹管理の取組み方・・・・・・・・・・・・・・10	
3-1.「改善」による安全性の確保・・・・・・・・・・・10)
3-1-1.交差点部等における視距確認のための間引きの実施・・・・・・・・・10 3-1-2.根上がり対策の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
3-2.適正な「維持管理」の実施・・・・・・・・・・・・・・16	ó
3-2-1.適切な除草,病害虫防除及び倒伏の未然防止・・・・・・・・・・16	ó
3-3.地域参加型による景観の形成・・・・・・・・・・22	Ĺ
3-3-1.住民協力での管理・・・・・・・・・・・・・・・21	1

序章

計画策定の背景と計画の目的

(1) 計画策定の背景

本市では、美観の向上や道路環境の保全などを 目的に、幹線道路に街路樹を植栽し、近隣の自治 会等の落ち葉清掃等の協力を得ながら、適正な維 持管理に努めてきましたが、多くの地域で高齢化 が進み、地域住民の負担ともなっております。

また街路樹は、植栽後30年以上経過し、 大径木**1化や枯損により美観の低下や、沿道環境の変化等により交通安全の阻害も発生しています。 そのような中、本市の人口は、令和7年をピークとして全国的な傾向と同様に減少に転じることが見込まれ、より効率的に予算を執行することが必要となっております。

このようなことから、地域や路線または箇所ごとに街路樹のあり方を検討し、雑草が繁茂しないよう植樹桝・植樹帯を含め、計画的・効果的な管理を行うために本計画を策定することとします。



(2) 計画の目的

本計画は、限られた財源の中、必要な街路樹・植樹桝・植樹帯の管理を行うものとし、地域住民の協力を得つつ、計画的・効果的な管理を行うことを目的とします。

※1 大径木 (たいけいぼく):本計画では幹周 90 cm以上の街路樹を大径木とする。

1章 街路樹の現状と問題点

1-1. 街路樹の現状

1-1-1.街路樹の植栽状況

本市が管理する路線のうち、街路樹が植栽されているのは96路線であり、都市計画道 路の整備や景観を重視した市街地開発事業等により約5,000本の街路樹が植栽されていま す。

街路樹で最も多い樹種は、表 1-1-1 に示すようにイチョウであり、次いでユリノキ、シ ラカシ,ケヤキ,サクラとなっています。

また、低木はツツジ類やアベリアが多く植栽されています。

表 1-1-1 樹種別植栽本数・割合(中高木)

表 1-1-2 低木の主な植栽樹種

中高木の樹種別植栽本数・割合

	樹種	本数	割合
1	イチョウ	841	16.8%
2	ユリノキ	461	9.2%
3	シラカシ	392	7.8%
4	ケヤキ	375	7.5%
5	サクラ	350	7.0%
6	キンモクセイ	347	6.9%
7	ハナミズキ	333	6.7%
8	トウカエデ	274	5.5%
9	クスノキ	176	3.5%
10	サルスベリ	168	3.4%
	その他	1,283	25.7%
	승計	5 000	100.0%

低木の主な植栽樹種

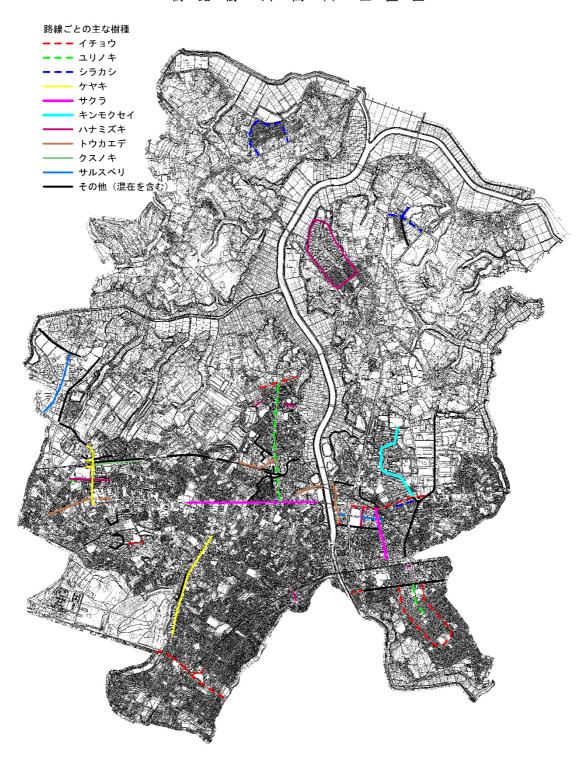
樹種
オオムラサキツツジ
サツキツツジ
ヒラドツツジ
ドウダンツツジ
アベリア

※本数は、R3年4月1日時点

※その他については、ヤマザクラ、ヒバ、エンジュなどでその本数については、概ねの本 数。

図 1-1-1 街路樹(中高木)位置図

街路樹 (中高木) 位置図



1-1-2.街路樹の管理状況

現在実施されている街路樹の維持管理の内容は、表 1-1-3 に示すように、定期的に実施 している中高木の剪定、低木の刈込、病害虫の防除、植樹桝・植樹帯の除草等です。 また、枝折れ、落枝、倒木等の交通安全を阻害する場合の対応は適宜行っています。

表 1-1-3 維持管理の内容

	作業区分	管理内容	作業時期・頻度		
	支柱補修	・不具合になった支柱の補修 ・破損や不要になった支柱の撤去	パトロール時に実施		
	中高木剪定	・強剪定 ・同一路線,同一区間の樹冠は同高,同形	路線ごとに3〜4年おきに 実施		
通常	低木刈込	・H=60cmに整形	年間作業回数:2回程度		
理	病害虫防除	・消毒による防除を基本・状況に応じて、剪定防除	適宜実施		
	除草	・植樹桝,植樹帯,中央分離帯内,路肩を対象	年間作業回数:~2回程度		
	落ち葉清掃	・歩道部,路肩脇の落ち葉清掃	適宜実施		
	緊急作業	・要望や苦情による部分的な剪定や枝おろし ・台風等の災害時の巡回,倒木処理,病害虫防除	要望・苦情発生時や台風接 近時, 災害・異常発生時等		
	徒歩巡回	・街路樹の倒木の恐れ,枝張り状況,病害虫,客 土不足,樹木の損傷,植樹桝及び周辺の歩道舗 装の状況,支柱材の状況について点検	適宜実施		

1-2. 街路樹が抱える問題点

1-2-1.交通安全に関する問題点

(1) 自動車運転における安全性の確保

自動車運転者が、交差する道路の車両や歩道内の歩行者等を視認するにあたり、 街路樹によって見通しが悪くなっている箇所があります。

また、街路樹の枝葉が広がって信号や標識を見難くしている例もあります。

(2) 歩行者等の安全性の確保

バリアフリー法施行(2006年12月8日)以前には、狭小な歩道においても中高 木が植栽されていました。その結果、歩道の有効幅員が確保されないために、歩行 者のすれ違いや車いすの通行が困難となっています。

さらに、樹木の成長に伴い、大径木化し肥大した根が舗装を持ち上げることで亀 裂や起伏が生じています。

このような根上りによって、歩車道境界ブロックの転倒による排水不良や歩行者 のつまずきなどの事故の危険性も懸念されます。

(3) 建築限界及び道路の附属物等との競合

道路空間では、車両や歩行者等の円滑な通行を確保する目的において、建築限界 (車道上:4.5m) によって植栽可能な空間が定められています。

しかし、生育旺盛な樹種や植栽空間が狭いことが原因で、建築限界を侵している 場合があります。

また、上空の架線や標識、照明灯と競合している箇所では、状況に応じて、緊急 処置が必要となっています。

1-2-2.維持管理に関する問題点

(1) 病害虫の発生

トビマダラメイガやチャドクガが発生し、防除が必要となっている街路樹があります。病害虫防除は、消毒や剪定で対応しているものの、コストの面から部分的な対応にとどまっているのが現状です。

(2) 落葉期の処理

イチョウなどの落葉樹は、黄葉を経て落葉する時期は美しく見どころではありますが、歩道や車道を落ち葉が覆い、スリップ事故の危険性や排水溝が塞がれて 道路冠水の原因にもなります。

また、落葉期には、沿道の住民からは落ち葉の清掃が重労働であるとの声が寄せられています。

(3) 樹形の悪化や雑草の繁茂

街路樹の中には、上空の架線の影響で短い期間に強剪定を繰り返している場合があります。その結果、不自然な樹形となったり、剪定こぶができたりなど、景観を阻害しています。

また, 植樹帯において植栽されている低木の衰退とともに雑草が侵入して繁茂 し、景観上好ましくない状況が見られます。

(4) 倒伏の未然防止

街路樹は、台風等の強風によって倒伏した場合、道路利用者や周囲の建築物等に被害を与える危険性が非常に高いといえます。樹木の根返り※2や幹折れ、倒伏の原因は、多くの場合が樹木の損傷や衰退、腐朽などの障害を受けていることに起因しています。そのため、未然に街路樹の異状を把握し対策を講じることが必要です。

(5) 維持管理費用

本市では、街路樹の維持管理費用として 2020 年度は年間約 5000 万円を支出しています。今後、街路樹の大径木化等により、剪定費用の増加が見込まれる中、本市においては、人口減少に転じ、財源の確保がより困難になることが想定されます。今後は、街路樹についても、より効率的な管理が求められることになります。

1-2-3.周辺環境との調和・景観面の問題点

(1) 大径木化による道路隣接地や建物への影響

住宅地域内の道路空間では、樹木の大径木化や植栽間隔が狭い並木によって、民地への枝、根などの越境や日陰による日照障害等の発生や、隣接建物への影響が懸念されます。

また,沿道に隣接する公園や緑地などの樹木が,街路樹によって緑が重複している場合があります。

沿道状況と調和した良好な景観を形成するにあたり、沿道の樹木を活用することが望ましいといえます。

(2) 道路空間と街路樹のバランスの不整合

本来,良好な都市景観の形成には,道路幅員や沿道の建築物とバランスのとれた 街路樹が求められていますが,街路樹が成長し,道路空間や沿道建物に対して大き くなり過ぎることで街並とのバランスがとれていない区間があります。

また、植栽後の生育が思わしくなく樹形が乱れ小ぶりなままの樹木がみられます。これら生育不良の個体は、街路樹の機能を十分に果たすことができず美しい並木の形成を阻害しています。

※2 根返り(ねがえり):根株ごと転倒または傾斜すること。

(3) 環境美化ボランティア活動

八千代市が管理する路線において、環境美化及び保全を目的として 30 団体により道路愛護活動が実施されており、活動内容としては街路樹の落ち葉清掃、植樹桝や植樹帯の除草、その他、花の植栽や管理等が主な活動です。

今後も、街並みを形成する一つに道路景観があることを認識してもらうととも に、道路の環境美化活動の必要性をアピールしていくことが大切です。

表 1-2-1 環境美化ボランティア活動団体数 (2021. 10 現在)

年度	加入団体数
2003	6
2004	6
2005	2
2006	3
2007	0
2008	1
2009	1
2010	1
2011	2
2012	0
2013	1
2014	1
2015	0
2016	3
2017	0
2018	2
2019	0
2020	1
合計	30



図 1-2-1 環境美化ボランティア活動位置図

環境美化ボランティア活動位置図



2章 街路樹の管理方針

2-1. 基本方針

本市では、美観や道路環境の要素である街路樹について、道路利用者の安全性と快適性 を確保するための改善を図りながら、地域住民の協力を得ることにより、継続的に維持管 理ができる計画とすることを基本方針とします。

〈街路樹が抱える問題点〉

1-2-1.交通安全に関す る問題点

- (1)自動車運転における 安全性の確保
- (2)歩行者等の安全性の 確保
- (3)建築限界及び道路の 附属物等との競合

1-2-2.維持管理に関する問題点

- (1)病害虫の発生
- (2)落葉期の処理
- (3)樹形の悪化や雑草の 繁茂
- (4)倒伏の未然防止
- (5)維持管理費用

1-2-3.周辺環境との調和・ 景観面の問題点

- (1)大径木化による道路隣接地や建物への影響
- (2)道路空間と街路樹のバランスの不整合
- (3)環境美化ボランティア 活動







〈街路樹管理の取組み方〉

【交通安全】

3-1. 「改善」による安 全性の確保

3-1-1. 交差点部等にお ける視距確保のための 間引きの実施

3-1-2.根上がり対策の 実施

3-1-3. 間引き, 伐採・ 伐根, 集約等, 計画的 な改善の実施

【維持管理】

3-2.適正な「維持管理」 の実施

3-2-1.適切な除草,病害 虫防除及び倒伏の未然防 止

【景観・協働】

3-3.地域参加型による「景 観の形成 |

3-3-1.住民協力での管理

3章 街路樹管理の取組み方

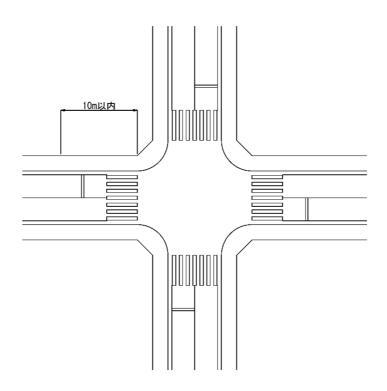
3-1. 「改善」による安全性の確保

3-1-1. 交差点部等における視距確保のための間引きの実施

交差点の直近に植栽されている街路樹は、道路利用者の視認性に支障をきたすなど交通 安全上の対策が早急に求められることから、交差点部及び巻込み終わりから 10m以内の区 間では、交差点部分の中高木の間引きを実施します。

ただし、交差する道路の幅員が狭くて自動車の通行が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、現地の状況に応じて間引きを実施する区間を適宜設定するものとします。

図 3-1-1 交差点部の考え方



3-1-2.根上がり対策の実施

歩道内での歩行者や自転車等の通行の安全性を確保するとともに、歩車道境界部のブロックの倒伏などを防ぐために、現状で根上がりが生じている箇所及び、大径木化する樹種が植栽されている区間において、樹木の大きさに応じて計画的に根切りや路面の補修等、根上がり対策を実施します。

樹木の根は、成長に伴って路盤と舗装(表層)の隙間や縁石と基礎の隙間へ伸長します。根上りが発生した箇所については、伸長した根について根切りを行い、再発防止のために防根シート等の敷設による根止めを行います。

なお、樹木が大径木化し狭小な歩道空間等により更なる対策が必要な箇所については、 次項目で示す通り、状況に応じて樹種の更新や間引きを実施します。

3-1-3. 間引き、伐採・伐根、集約等、計画的な改善の実施

既存の街路樹について,交通安全上等で支障となっている樹木に対し,間引き,伐採, 抜根,集約等を実施します。

なお、改善が必要となる事象は以下の通りです。

(1) 改善の対象となる事象

1) 樹木の大径木化

大径木化した街路樹は、交差点部等で道路利用者の視距を妨げたり、幅員の狭い歩道を幹が占領するなど、車道・歩道を利用する時に街路樹が阻害要因となる事象も見られます。

また、成長した根による道路施設の破損なども発生しています。これらは、現時点で 異状があらわれていなくとも、大径木化する樹種においては将来的に懸念されるもので す。また、電線等が樹木の頭頂部で競合している状況が散見されます。短い期間での剪 定を継続することで、管理費の高コスト化が考えられます。

表 3-1-1 既存植栽樹木のうち大径木化する樹種

樹種	樹高の目安 (m)	樹種	樹高の目安 (m)
イチョウ	~12	アメリカフウ	~12
ユリノキ	~12	カツラ	~12
シラカシ	~12	コナラ	~10
ケヤキ	~12	プラタナス ※	~12
サクラ (ソメイヨシノ)	~10	マテバシイ ※	~10
クスノキ	~12	スダジイ ※	~12
ナンキンハゼ	~10	ポプラ ※	~12
エンジュ	~10	トチノキ ※ (セイヨウトチノキ)	~12
ヤマモモ	~10		

資料: 樹高の目安「改訂版 緑化樹木ガイドブック」2009年11月 ※は、現在、本市の街路樹に植栽がないもの

2) 狭い植栽間隔

樹木の成長後の樹形や樹高に対し、植栽間隔が狭い箇所については、樹木本来の樹 形を維持しつつ機能を発揮できるよう、適正な植栽間隔に変更することが有効です。

3) 沿道の緑の活用

沿道において、環境緑地帯や公園、田畑等の緑が確保されている区間においては、 街路樹の必要性を再度検証しつつ、沿道の緑を活用する手法も考えられます。

4) 老齢木の伐採・伐根

街路樹の老齢化による課題は全国で認識されております。

管理手法の一環として、中高木から剪定管理しやすい低木への更新あるいは街路樹 自体の撤去、伐採・伐根があります。

なお、中高木の再植栽を行う場合は、地域住民の協力が必要となります。

(2) 改善方法の整理

路線の重要性や安全性の確保の観点により優先度を示し、管理に課題のある樹木の間引き、更新、伐採・伐根等を実施することで、長期的なコスト縮減も見込むことが可能です。

なお、更新・改善については、図3-1-2で示すフローに基づき進めていきます。

表 3-1-2 街路樹の更新・間引き方法の整理

方	法	手法	条件等
間引	間引き 道路空間の安全性, 利便性を		・交差点部等で道路利用者または信号や道路標識の視 距の阻害 ・問題のある路線で1本おきに撤去等
更	樹種変更	問題のある中高木を管理しや すい低木に植替え (低木の育成管理の協力を得 られる場合)	・樹勢の著しい衰退, 建築限界の抵触や視距阻害の頻 発等 ・頻繁に病害虫の発生が起こりやすい樹種 ・大径木化する樹種(表3-1-1参照)や倒木等問題が起 こりやすい樹種
新	若木への更新	問題のある中高木を同一樹種 で植替え (落ち葉管理の協力を得られ る場合)	・樹勢の著しい衰退, 建築限界の抵触や視距阻害の頻 発等 ・頻繁に病害虫の発生が起こりやすい樹種 ・大径木化する樹種(表3-1-1参照)や倒木等問題が起 こりやすい樹種
	采・ .根 .。 .。 .。 .。 .。 .。	問題のある中高木を伐採・伐 根 (地域の協力が見込まれない 場合)	・樹勢の著しい衰退, 建築限界の抵触や視距阻害の頻 発等 ・頻繁に病害虫の発生が起こりやすい樹種 ・大径木化する樹種(表3-1-1参照)や倒木等問題が起 こりやすい樹種
	:約:木)	寄せ植えの低木の一部が枯死 しまだら状になった箇所につ いて,健全な周辺の低木を移 植・集約	・低木の枯死が目立つ場合,健全な低木を集約

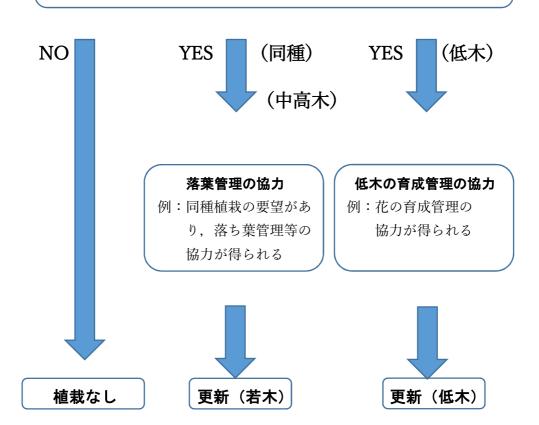
図 3-1-2 更新・改善方法選定フロー

樹木自体が支障となっている

- ・視距不良 ・倒木、落枝の危険 ・根上がり ・病害虫の発生
- ・道路構造令,建築限界の抵触 等
- ・歩道の有効幅員が確保されていない
- ・視認性や交通安全に支障がある箇所に植栽されている 等



地域の協力が見込まれる



※市の施策等があり、更新を行う場合は、上記のフローの例外とします。

表 3-1-3 更新時の配慮事項

対象		留意・配慮事項	選定する樹種の例			
	景観・要望	・景観や協力者の要望に合致し	・育成環境に合わせて植栽で			
樹種の	京観・安主	ているか	きるか確認			
設定			・剪定頻度が少なく管理しや			
		・管理コストが安価な樹種か	すい樹種:クロガネモチ、ヤ			
	管理面		マボウシ,モクレン等			
		・支障が発生しにくい樹種か	・病害虫に強い樹種:クロガ			
		- 文庫が光土しにくい倒性が	ネモチ、コブシ等			
樹木の			・植栽時に隣接する中高木と			
配置	植栽間隔	・植栽間隔が 12m 以上保てるか	の間隔を 12m 以上保てるよう			
			配置			
		・狭小な幅員の歩道空間でも生	・樹高が高くなりすぎない樹			
	幅員	育できるか	種:リョウブ、モクレン、サ			
			ルスベリ等			
		・植樹桝の土壌空間にあった樹	・限られた植栽空間でも育つ			
	土壌空間	種か	強健種:既存植栽で樹勢が良			
			い樹種			

※樹種の設定は、協力者の要望を優先することとします。



表 3-1-4 【参考】適性の高い樹種の特性

					鑑賞		生育	条件		耐性			
	樹種		常緑/	花	S	葉		実		水	+4		
			落葉	花色	季節(月)	紅葉色	実色	季節 (月)	光		乾寒風	暑さ	潮風
	クロガネモチ	~12	常緑		_		•	11~2	1~2	3	3	5	4
	ヤマボウシ	~9	落葉	•0	6~7	•		9~10	1	3~4	5	4	3
中高	コブシ	~9	落葉	0	3~4	•		9~10	1	3	5	4	3
木	リョウブ	~5	落葉	0	6~7	•		_	1	3	5	4	3
	モクレン	~4	落葉		3~4	•		_	1	3	4	4	2
	サルスベリ	~4	落葉		7~9	•		_	1	3	3	5	4
	シャリンバイ	~3.5	常緑	0	5			10~11	1~3	1~4	4	5	5
低	イヌツゲ	~3	常緑		_			_	1~2	3	4	4	3
木	オオムラサキツツジ	~1.4	常緑		5			-	1~3	3~4	4	5	3
	サツキツツジ	~1.4	常緑	•	5~6			_	1~3	3	4	5	3

光条件:陽〜陰(1~5) 水条件:乾〜湿(1~5) 耐性:弱〜強(1~5) 出典:「改訂版緑化樹木ガイドブック」2009年11月

3-2. 適正な「維持管理」の実施

3-2-1.適切な除草,病害虫防除及び倒伏の未然防止

(1) 年間の維持管理スケジュール

維持管理作業については、十分な効果を上げることができるよう、樹木の生態的特性を踏まえ、さらに年間の気候等考慮して実施の時期や方法を設定することが求められます。

定期的な管理には、剪定、刈込、育成管理、病害虫防除、除草、落ち葉清掃が含まれます。年間の作業スケジュールを表 3-2-1 に示します。

表 3-2-1 年間維持管理計画

	作業項目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8月	9 月	10 月	11 月	12 月	管理の内容 備考
	中高常緑樹木													同一路線,同一区 間の樹冠は同高, 同形にする
	落葉樹 定 二													□ 60om/-
定	低木刈込													H=60cmに整形す る
期的な	育成管理													枯損状態や育成の 状態不良の場合適 切な処置を行う
世	病害虫防除													消毒による防除を 基本とする 状況に応じて,剪 定防除を行う
	除草													植樹桝,植樹帯, 中央分離帯内,路 肩を対象とする
	落ち葉清掃													歩道部,路肩脇の 落ち葉清掃
徒歩	巡回													街路樹,植樹桝と その周囲の状況確 認,点検 以下,必要措置を 実施
	支柱補修	-		• • •	• •		-			• •			•	不具合のある支柱 の補修,撤去 不要な支柱の撤去
	応急措置	-	-		• •		-	•					•	巡回で異常が認め られた場合や台風 等の前後の予防・ 対処等

■■■■ 最適期 ■■■■ 準適期 ■■■■ 期間中, 状況に応じて

(2) 維持管理の条件と作業内容

維持管理にあたっては、環境条件(気象,土壌,地形等),植栽条件(樹種や植栽の目的,規模,位置,数量等),整理条件(生育空間,植栽構成,経年変化等),その他の条件(予算,管理体制等)を考慮します。

1)除草・刈込

市内に植栽されている中高木及び低木、低木の隙間で成長した雑草に対し、 定期的な除草及び刈込作業を実施します。定期的な作業以外に、支障が発生し た場合は応急対応を実施します。

2) 病害虫防除

街路樹の病害虫は、沿道の庭木や農作物等への被害、歩行者や沿道住民への 不快感や場合によっては健康被害に至るケースもあり、予防対策を講じるため に巡回点検による早期発見等により迅速に対応していくことが必要です。

街路樹の生育環境は非常に厳しいために、樹木は衰弱しやすく、病害虫に対する抵抗性が小さくなります。病害虫の被害を未然に防ぐには、樹木自体の抵抗力を高めるための健康管理、病害虫発見時期を想定し予防を目的とした薬剤散布が挙げられます。

病害虫発生時の予防方法には、<u>物理的防除</u>^{*3}、科学的防除^{*4}、生物的防除^{*5}があります。防除は物理的方法を基本としますが、薬剤による防除を行う場合は、安全管理体制を整えた上で、作業日の天候、時間、気温等に留意し、周辺住民に対する周知徹底と安全確保を図ります。

3) 中高木剪定

街路樹の剪定は、基本的に道路という限られた空間に同形、同大の整然として樹種特性を活かした美しい樹形を維持することを目的としています。

落葉樹は、冬季に主枝を対象とした強度の剪定を行い、夏季は、できるだけ 軽度の剪定に留めるなど、樹種特性に応じた時期に実施することが重要です。

剪定頻度については、樹形の維持により美しい景観を維持するため、継続的 に実施可能な剪定頻度を設定して、計画的な剪定を行います。

※3 物理的防除:人手や機械、器具を利用して病気や害虫を制御する方法。

※4 科学的防除:化学合成農薬や天然由来の農薬等を使用して防除を行うこと。

※5 生物的防除:病原菌や害虫の天敵となる微生物昆虫類等を用いて防除を行うこと。

(3) 倒伏の未然防止

街路樹の倒伏による事故を未然に防ぐため、現況調査において衰退している 樹木や日常巡回で異状が確認された樹木については、更新または撤去を実施し ます。

1) 通常時における巡回

日常的な巡回作業では、車内からの目視または徒歩巡回により、枯損樹木や 枝張りによる通行支障、支柱の破損の有無等を確認します。

また、道路利用者の目線から、視認性の支障となる樹木について確認します。

さらに、維持管理業者による除草・剪定等の作業時には、樹木が枯損や倒伏 に繋がる事象、あるいは根上がりの発生について確認します。

表 3-2-2 巡回時のチェックポイント

通常巡回におけるチェックポイント

- 1. 樹木の異状
- ・パトロール車内から遠望目視で認識可能な、枝折れ、枝張りによる通行支障、病害虫の発生、落葉や枯損樹木等を確認する。
- 2. 歩行者等や道路標識の視認性への影響の有無
- ・運転者の視線から、歩行者等や道路標識の視認性の支障となる枝葉等につい て確認する。

除草・剪定等、維持管理作業時におけるチェックポイント

- ・樹木が枯損や倒伏に繋がる事象
 - ◇樹体の枯枝, 枯損
 - ◇幹や枝の亀裂
 - ◇樹体の腐朽・空洞、その兆候を示すキノコの発生
 - ◇樹体の著しい揺れ、根元における主幹と土壌の隙間
- ・根上りによる舗装の不陸及び段差や防護柵の変形等の発生状況
- ・枝折れ、枝張りによる通行支障、病害虫の発生、落葉

2) 異常気象時等における対応

台風等の強風発生時、あるいは災害発生時には、街路樹自体の損傷に加え、 道路利用者への被害も懸念され、道路交通に大きな影響を及ぼす場合がありま す。

通常巡回で確認された衰退している樹木などについては、事前に撤去する対策を行います。

なお,災害時に街路樹に被害が発生し,道路交通に支障が生じている場合は,必要な措置を講じて,道路交通の復旧を図ります。

表 3-2-3 街路樹に被害が発生した場合の措置

被害の状況	対応	備考
根返り	切断・撤去	
幹折れ	除伐・撤去	
傾倒	起こして,仮支柱で固定	多くの根系が切断され、活着 が見込めない場合は、切断・ 撤去
枝折れ・落枝	剪定・撤去	



3-3. 地域参加型による「景観の形成」

3-3-1.住民協力での管理

間引き、伐採・伐根後の再植栽については、沿道の住民若しくは自治会等の意見 を伺いながら実施していきます。再植栽は、街路樹の落ち葉清掃、植樹桝や植樹帯 の除草、花の育成管理等、地域住民の協力が得られる場合に行います。

図 3-3-1 植栽の進め方

